

令和4年度第2回岡崎市環境審議会 会議録

1 開催日時

令和4年7月8日(金)午後2時から午後4時まで

2 開催場所

岡崎市役所西庁舎7階701会議室

3 内容

- (1) 北山湿地自然環境保護区保全管理計画の部分改定について(答申)
- (2) 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料等の改定)について(答申)
- (3) 岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について(審議)

4 出席委員の氏名(五十音順)

(1) 出席委員

浦野友一、江坂さとみ、加藤勝己、河江喜久代、佐谷智、杉原毅、鈴木純子、鳥山紀幸、竹内恒夫、長谷川えり子、堀部睦亮、丸山泰男、渡邊幹男

(2) オンラインによる出席委員

児玉剛則、鈴木芳博、橋本啓史、長尾茉紘

(3) 欠席委員

香坂玲、杉山範子、山中賢一

5 説明のために出席した職員の職氏名

環境部長 新井正徳、環境部次長兼ごみ対策課長 加藤元、環境政策課長 雑賀章友、ゼロカーボンシティ推進課長 蜂須賀功、廃棄物対策課長 木村敏弘、清掃施設課長 渥美直樹、ゼロカーボンシティ推進課副課長 古瀬川英樹、ごみ対策課副課長 泉弘文、環境政策課係長 森本徳恵、ゼロカーボンシティ推進課係長 植村信幸、ごみ対策課係長 中嶋正行、ゼロカーボンシティ推進課主事 増澤趣里

6 出席した事務局の職氏名

環境政策課副課長 手島洋二、同係長 松田知子、同主事 丸尾恵史加

7 議事要旨

(1) 北山湿地自然環境保護区保全管理計画の部分改定について(答申)

事務局より北山湿地環境保護区保全管理計画の部分改定について前回の審議会から修正した部分について説明した後、質疑応答がなされた。

(丸山会長)

何か質問はあるか。

(河江委員)

28 ページ表 3-2 について。スギ、ヒノキが外来種となっているがどういうことか。国内外来種なのか。渡邊委員に聞きたい。

(渡邊委員)

植栽種ということで、岡崎市の自生品ではないため国内外来種として記載している。このリストに入っているので、基本的には北山湿地内での伐採の対象となっている。

(橋本委員)

愛知県のレッドリストは 2020 が出ており、ブルーデータブックも最新のものが出ているが反映はさせないのか。

(環境政策課)

今回は部分改定ということで、32 ページの「表 3-5 A 湿地の現状及び課題」以降を具体的に細かいところまで見直すものである。レッドリストやブルーデータブックについては、全面改定の際に修正していきたい。現状にそぐわない部分はいくつかあり、誤字については修正するがリストの見直しについては 5 年後の全面改定の際に行う。

(橋本委員)

承知した。

(鈴木純委員)

40 ページ表 5-1 の中で、D 湿地が以前の資料中では「要検討」となっていたが内容が変わっていない。よく検討した結果なのか。また、H 湿地について、以前の資料には「湿地再生プロジェクトの立ち上げ」という文言が記載されていたが、文が変わっている。なぜ変わったのか教えてほしい。

(環境政策課)

D 湿地について、「引き続き検討する」ということで内容を変えていない。H 湿地については、森林化を防ぐためのプロジェクトを進めるということで書き加えてある。

(丸山会長)

他に質問が無さそうなので、これを以って答申とさせていただきます。

(渡邊委員)

北山湿地保全活用計画の内容については、7月22日(金)に県文化財保護審議会で提出し、新たに始まる認定制度で認定を受ける予定である。認定を受けていないと、作業をする場合に必要な「現状変更」の届出が必要になるが、認定を受けていれば本計画に基づくものであれば届出が不要になる。ただし、作業後の報告は必要になるが、かなり効率的に保全活動が進められるのではと思う。

また、本計画は、5年ごとに部分改定をして10年ごとに全面改定をしているため、今後も部分的に改定しながらよりよい計画にしていきたいと思う。

(2) 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料等の改定)について(答申)

事務局より前回の審議会から修正した部分はないと説明した後、質疑応答がなされた。

(丸山会長)

何か質問はあるか。

(杉原委員)

現行だと100kg以下は無料になっているが、改定後は無料を廃止するという説明があった。新旧対照表のどこに書いてあるか教えてほしい。

(ごみ対策課)

資料の3枚目の備考欄に赤字で示した文が該当する。

(杉原委員)

今回から、少ない量に対しても処理料を課すという変更になっている。変更案の資料の1枚目に「多量廃棄物又は粗大ごみをごみ焼却施設により処分」という文があり、現行と変更案が同じ文章になっている。「多量」と書いてあると少量の際に当てはまらないような気がするが。

(ごみ対策課)

通常はごみステーションに捨てていただくことを想定しているので、クリーンセンターに持ち込む場合は「多量」や「粗大ごみ」という記載をしている。

(杉原委員)

10kgいかないようなごみでも、10kg相当の処理費を徴収するということが間違いはないか。

(ごみ対策課)

そのとおりである。

(長谷川委員)

後ろから2ページ目に動物の死体について記載があるが、これは小動物であろうと大型獣であろうと、1体あたりの金額ということか。

(ごみ対策課)

そのとおりである。

(丸山会長)

本件に関連して。愛知県のアセスの審議会に西尾市の広域ごみ処理施設の案件が諮られている。稼働が始まった場合は、この料金体系が適用されるのか。

(ごみ対策課)

岡崎市の条例については、本市の施設を対象としているものであるため、西尾市のクリーンセンターに及ぶものではない。

(丸山会長)

承知した。

他に質問が無さそうなので、これを以って答申とさせていただきます。

(3) 岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について(審議)

事前送付資料及び当日配布資料について事務局から説明した後、質疑応答がなされた。

(丸山会長)

何か質問はあるか。

(加藤委員)

「地球温暖化」について、学者によっては温暖化していないと言う人もいる。環境省が行っていることを信じて事業を進めていっていいのか疑問に思う。

また、ごみ処理の際、温度を上げるのにコークスを使用している。そういうことも見直した方がよいのでは。

(ゼロカーボンシティ推進課)

地球温暖化については「懐疑論」があるのは事実である。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)などの資料をみても、「地球温暖化は既に進んでいる」といったことや「そういった議論は既に終わっていてこれからは対策をしていかな

ければならない」というフェーズにいるということが伺えると聞く。懐疑的な御意見があったとしても、「国が脱炭素を目指している」などの流れは間違っていないと思っており、岡崎市も 2050 年にゼロカーボンシティを目指しているため事業にはしっかりと取り組んでいきたい。

（ごみ対策課）

コークスは、ごみ処理施設の稼働には欠かせない燃料になっている。コークスを使用するかどうかではなく、処理する際にコークスを必要としている可燃ごみを減らしていくという方向で考えていきたい。

（丸山会長）

コークスの使用目的は温度のコントロールなのか、稼働を始める際に温度を上げるためなのか。

（清掃施設課）

稼働時ではなく、運転中常に必要になるものである。ガス化溶融炉といい、鉄を溶かすほどの温度（1600 ～1800 ）で処理をしているため、常に必要になる。

（丸山会長）

プラスチックごみをたくさん入れれば温度があがるため、コークスの使用削減につながるのではという期待があったが、そういうものでもないのか。

（清掃施設課）

熱量が違いすぎるので、プラスチックごみが増えるとコークスの使用量が減るかと言われたら、なかなかそうはならない。

（丸山会長）

承知した。

（竹内委員）

CO₂削減の方法は、日本では2、3年前から、ヨーロッパでは7、8年前からガラッと変わった気がする。化石燃料の消費量を減らすということはもちろんだが、エネルギー消費量を減らすというよりも様々な方法で化石燃料を駆逐していく、減らしていくという考えが主流になっている。例えば、再生可能電力は、従来の電力需要に対応するだけではなく、CO₂の排出係数が小さいため、これまで都市ガスや灯油で暖をとっていたのを、ヒートポンプで賄っていくことができる。これは家庭だけでなく産業界でも同じことが進められている。自動車も同じで、ガソリンや軽油がエネルギーだったのがCO₂排出係数の少ない電気車で車が走るようになっており、ガソリンや軽油の消費量が少なくなっている。

鉄の高炉では、還元剤としてコークスを使っている。それが、化石燃料であるコークスではなく、再生可能電気で作られた水素で還元していくということは、今の技術的にはあり得ることである。おそらく 2040 年代以降に主流になっていくのではないだろうか。

また、工場などで石炭や重油を使っていたところが、段々と天然ガスや都市ガスにシフトしていくこともあり得る。そうすると天然ガスや都市ガスが相対的に増えるが、再生可能電気から作られた水素と空気中の二酸化炭素を合わせてメタンを作る技術（メタネーション）が発展してくるので、天然ガスや都市ガスも段々と合成メタンに置き換わっていくことが考えられる。このように、政策の流れとしては中長期的に化石燃料を駆逐していくというものになってきている。

この計画には市民活動や事業者数が書かれており、エネルギー消費量を減らすことが中心であるが、それはそれとして、エネルギーの転換や自動車の規制などを前提とした 2030 年、2050 年の目標を作っていかなければならないと思う。

（鳥山委員）

資料 3 について。重点施策が 7 つ書いてあるが、重点施策 3 「省エネ診断の実施促進」について、継続・廃止・見直しのどれにあたるのか。

重点施策 7 「首長誓約」に係る広域的な取り組みの推進について、岡崎市単体の取り組みも必要だと思うが、他地域との連携も何らかの形で残していかなければ、全体の数値や成果が表れにくいのではないか。

（ゼロカーボンシティ推進課）

重点施策 3 「省エネ診断の実施促進」は継続して行っていく。ただ、事業者については省エネ診断だけではなく、事業所でのエネルギー使用量や削減量なども少し詳しい内容も診断してもらえようような施策にしていきたい。

重点施策 7 について。当初、西三河 5 市（岡崎市、豊田市、安城市、知立市、みよし市）でやっていたものが、途中で安城市と知立市が抜けたため、昨年まで 3 市で実施していた。自治体同士の調整の困難さや各自治体が発している内容が啓発のみであること、ちょうど計画期間が昨年度末で終了したこともあり、豊田市から解散の打診があった。自治体ごとに事業を推進していくことになったが、広域連携も大切であるため、事業連携については検討しているところである。

（鈴木芳委員）

資料 3 に重点事業が記載してあるが、それぞれ CO₂ 削減の効果が均等であるのか順位付けのようなものがあるのか。効果に差があるのであれば、ハードルが高いものもあると思うが、効果の高いものから取り組んでいただきたい。

再生エネルギーは重点事業のどれに当てはまるのか教えていただきたい。

CO₂ 削減ということに対して全ての事業が同じように効果が出る物ではないと思うが、CO₂ 削減に効果のある事業が全て達成されたと仮定すると、資料 1

のどの年代に相当するのか教えていただきたい。

(ゼロカーボンシティ推進課)

効果のあるものから取り組むのは当然のことであると考えている。実際、事業を始めて1年でどれだけのCO₂削減ができたかという数値は分からないかもしれないが、最終的には資料1にあるとおり50%削減ができるように取り組んでいきたい。また、施策の展開にあたっては、竹内委員からいただいているシートを利用し評価しながら実施していきたい。

重点施策における再生可能エネルギーの位置づけは、6つの新たな柱の「再エネ」というところに集中的に盛り込んでいきたい。

3つ目の質問については、資料1の「50%」に近づけていきたいと考えている。

(渡邊委員)

ゼロカーボンシティの推進で気になるのが森林の保全である。今、愛知県の生物多様性の戦略を行うにあたって様々な壁にぶつかっている。例えば、県有林に湿地があると、県としては「その湿地は森林であることが望ましい」と言うが、なんでもかんでも森林化してしまうとその地域の生物多様性が脅かされてしまう。湿地にいる生物はいらないと言う行政の方がいることが非常に悲しい。

今日の北山湿地の保全活用計画もゼロカーボンの視点からいうと「北山湿地の森林化計画」となってしまうが、生物多様性戦略とゼロカーボンの政策を取り違えてしまわないようにしていただきたい。

(ゼロカーボンシティ推進課)

本市はそのような考えではない。森林が何十年も間伐されずに放置され、若い樹木が育たず循環が生まれにくくなっているという現状がある。今ある森林を適正に管理することでCO₂の吸収効果を高めることも事業の目的と考えている。

会議資料

岡崎市環境審議会委員名簿

答申書(案) 北山湿地自然環境保護区保全管理計画の部分改定について(答申)

北山湿地保全活用計画

答申書(案) 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料等の改定)について

岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(新旧対照表)

資料1 「岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)現行計画と新計画の比較

資料2 再生エネルギーの導入目標について

参考資料 岡崎市の再生可能エネルギーの導入目標について

資料3 重点プロジェクトの方向性(案)

資料4 市民からの意見聴取について